

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第45号

## 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合」を「委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとき」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2）妊娠、育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第13条の2第3項中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。